

中河内サポステ通信

令和7年3月号



寒さの中にも、少しずつ春の暖かい日差しが
感じられるようになりましたね♪サポステと一緒に
「働く」へ向けて取り組みましょう！



働く準備、ワンポイントアドバイス！

知って役立つ労働法より

～多様な働き方～



もう一歩進んで！有期労働契約についての 2つのルール（労働契約法）

①無期労働契約への転換（労働契約法第18条）：同一の使用者との間で締結された有期労働契約が繰り返し更新すること等によって通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できます。通算契約期間としてカウントされるのは、平成25年4月1日以降に開始（更新を含む）した有期労働契約からです。

②「雇止め法理」の法定化（労働契約法第19条）：最高裁判所で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定され、一定の場合には、会社による雇止めが認められません。

令和6年4月更新版 知って役立つ労働法 働くときに必要な基礎知識（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001241210.pdf>

を元に作成

中河内サポステスタッフ インタビュー



中河内サポステにはどんなスタッフがいるのか？
簡単な質問を通して、知ってもらうコーナーです

テーマ

仕事をやり遂げた後、
自分へのご褒美は？



Q：仕事をやり遂げた後の
自分へのご褒美の内容を教えてください

A：猫カフェ

Q:理由を教えてください。

A：仕事 자체の達成感とは別にし、
1人で私的に楽しむことがご褒美に
なると思います。

